



一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を
溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材

JIS A 5031 : 2016

平成 28 年 10 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 土木技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	宇治 公 隆	首都大学東京
(委員)	綾野 克 紀	公益社団法人日本コンクリート工学会（岡山大学）
	木幡 行 宏	室蘭工業大学
	近藤 秀 貴	一般社団法人セメント協会
	清水 和 久	特定非営利活動法人コンクリート製品 JIS 協議会(旭 コンクリート工業株式会社)
	須田 久美子	鹿島建設株式会社
	棚野 博 之	国立研究開発法人建築研究所
	塚本 良 道	公益社団法人地盤工学会（東京理科大学）
	津川 優 司	一般社団法人日本建設業連合会（飛島建設株式会社）
	早川 光 敬	一般社団法人日本建築学会（東京工芸大学）
	原田 修 輔	全国生コンクリート工業組合連合会
	久田 真	東北大学
	真野 孝 次	一般財団法人建材試験センター
	渡辺 博 志	国立研究開発法人土木研究所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 18.7.20 改正：平成 28.10.20

官 報 公 示：平成 28.10.20

原案作成協力者：一般財団法人建材試験センター

（〒340-0015 埼玉県草加市高砂 2-9-2 アコス北館 N ビル TEL 048-920-3814）

審議部会：日本工業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

審議専門委員会：土木技術専門委員会（委員会長 宇治 公隆）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
4 種類、区分及び製品の呼び方	4
4.1 種類	4
4.2 粒度による区分	4
4.3 アルカリシリカ反応性による区分	5
4.4 製品の呼び方	5
5 品質	5
5.1 一般事項	5
5.2 化学成分及び物理的性質	5
5.3 アルカリシリカ反応性	6
5.4 粒度及び粗粒率	6
5.5 膨張性	7
5.6 ポップアウト	7
5.7 環境安全品質基準	7
6 試験方法	7
6.1 試料の採取及び縮分	7
6.2 化学分析試験	7
6.3 絶乾密度及び吸水率試験	8
6.4 安定性試験	8
6.5 粒形判定実積率試験	8
6.6 微粒分量試験	8
6.7 アルカリシリカ反応性試験	8
6.8 粒度試験	8
6.9 膨張性試験	8
6.10 ポップアウト確認試験	8
6.11 環境安全品質試験	8
7 検査	8
7.1 溶融スラグ骨材のロット管理	8
7.2 化学成分及び物理的性質、アルカリシリカ反応性、粒度及び粗粒率、膨張性並びに ポップアウトの検査	9
7.3 環境安全品質の検査	9
7.4 検査データの保管	10

	ページ
8 表示	10
9 報告	10
附属書 A (規定) 溶融スラグ骨材を用いたモルタルの膨張率試験方法	15
附属書 B (規定) 溶融スラグ骨材の金属鉄分析方法	17
附属書 C (規定) 溶融スラグ骨材のモルタルによるポップアウト確認試験方法	19
附属書 D (参考) 溶融スラグ骨材に含まれる可溶性 Ca の測定方法	22
附属書 E (規定) 溶融スラグ骨材の環境安全品質試験方法	24
附属書 F (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	28
解 説	32

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS A 5031:2010** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 29 年 10 月 19 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS A 5031:2010** によることができる。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

(4)

一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材

Melt-solidified slag aggregate for concrete derived from
municipal solid waste and sewage sludge

序文

この規格は、2006年に溶融スラグ骨材の有効利用を目的として制定された。また、2008年に社会問題となつたコンクリート建築物のポップアウトの発生防止のための暫定措置として2010年に一部が改正された。

その後、“コンクリート用溶融スラグ骨材のポップアウト確認試験方法”が開発されたこと、さらに、日本工業標準調査会の土木技術専門委員会及び建築技術専門委員会による“建設分野の規格への環境側面の導入に関する指針”（2003年3月28日 土木技術専門委員会・建築技術専門委員会議決）の附属書1 “コンクリート用スラグ骨材に環境安全品質及びその検査方法を導入するための指針”が2011年7月12日付で策定されたことから、これらに対応するために改正を行つた。また、技術上重要な改正に関する旧規格との対照を、**附属書F**に示す。

なお、対応国際規格は現時点では制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を1200°C以上の高温度で溶融し、冷却固化して製造したコンクリート用の溶融固化骨材（以下、溶融スラグ骨材という。）について規定する。

この規格で規定する溶融スラグ骨材は、主に一般廃棄物、下水汚泥などの溶融固化施設において、有効利用を目的に製造される骨材であり、次のものを含む。

- a) 一般廃棄物の溶融固化施設から産出される溶融スラグ骨材のうち、自治体などの委託によって一般廃棄物を処理する民間溶融固化施設で産出される溶融スラグ骨材、及び自治体などが処理することを認めた産業廃棄物を一般廃棄物と混合処理している場合に産出される溶融スラグ骨材。
- b) 溶融固化施設又は別施設で磁力選別、粒度調整などの加工又は改質処理を行つた溶融スラグ骨材。
- c) 通常、溶融飛灰を原料としたものは溶融スラグ骨材に含まないが、溶融飛灰を原料として用いる場合で、5.7に規定する環境安全品質基準を満たす制御システムが機能している溶融固化施設で製造した溶融スラグ骨材。

さらに、溶融スラグ骨材のコンクリートへの使用は、次による。

- d) 溶融スラグ骨材は、次の全ての条件を満たすコンクリートに使用することができる。

- 1) 設計基準強度が35 N/mm²以下
- 2) 耐久性を確保するため、水セメント比が、55%以下